

# 郵送 で手続き可能な ガン保険 があります

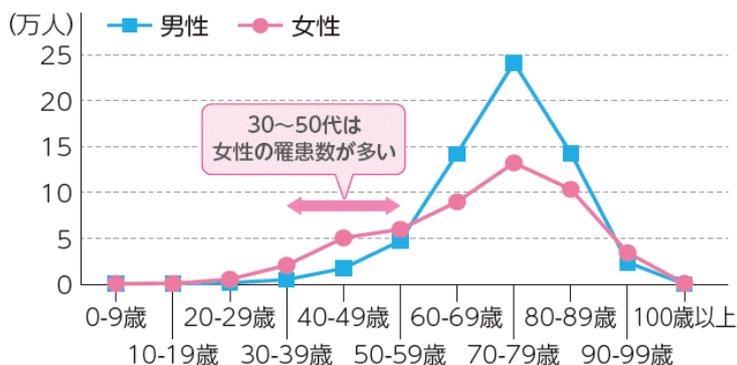


従業員さまおよびそのご家族※が保障の対象です！

※従業員さまの配偶者、従業員さまの2親等以内の血族（子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹）までが被保険者となれる範囲です。契約者は従業員さまご本人となります。

男女ともに、がんの罹患数は年齢とともに増加し、70代でピークをむかえます。また、仕事を持ちながら悪性新生物で通院している方の合計数は44.8万人です。ガンの備えはされていますか？

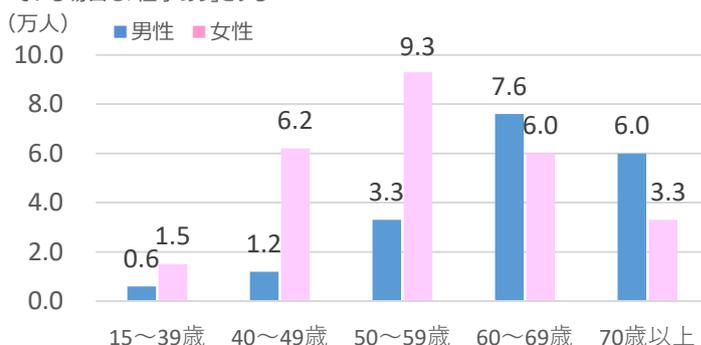
### ◆年齢階級別がん罹患数（延べ人数）



厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
「平成31年（令和元年）全国がん登録 罹患数・率 報告」

### ◆仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者

注：1）入院者は含まない。2）「仕事あり」とは、調査の前月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従業員等を含む。なお、無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とする



【厚生労働省「がん患者・経験者の治療と仕事の両立支援策の現状について2020年」】  
厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの  
第13回都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会

&LIFE  
ガン保険 Sセレクト  
なら！

## 1人ひとりのニーズに合わせて さまざまな保障から選ぶことができます

### 特 徴

- 2つの基本保障（主契約の保険契約の型）から選択いただけます。** ガン診断給付型  
ガンの保障が**一生涯続きます**。  
※主契約の保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。 ガン入院給付型
- 初めてガンと診断確定されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。**※ガン保険料払込免除特約を付加した場合
- すべての保障において、早期のガンである**上皮内ガン**から保障します。**
- 満85歳までお申し込みいただけます。**
- お申し込み時の**健康状態に関する告知事項は3つ**のみ。3項目について、すべて「いいえ」であれば**告知書のご提出のみ**でお申し込みいただけます。  
※お申し込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴によっては、お引受けできない場合があります。**

ガンの治療費は高額になることや、長期におよぶ（再発・転移を含む）場合もあります。治療の開始時、まとまったお金があれば、さまざまな治療等の費用に備えることができます。

# 『&LIFE ガン保険<sup>スマート</sup>Sセレクト』

ガン保険(無解約返戻金型)(22) 無配当

## ガン診断給付型 ご契約例

- ◆主契約の保険契約の型：ガン診断給付型 ガン診断給付金額 100万円 ◆保険期間・保険料払込期間：終身
- ◆特約：ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)、ガン保険料払込免除特約  
抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)／抗ガン剤治療給付金月額5万円  
ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)／ガン治療通院給付金日額5,000円

## 治療の開始時、まとまった給付金を受け取りたい方へ

主契約	診断確定	【ガン診断給付型】※1 ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、およびその後1年以上経過してガンにより入院されたとき 一時金として <b>100万円</b>
	先進医療	【ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)】※2 ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき <b>先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(通算2,000万円限度)</b>
特約	保険料払込免除	【保険料払込免除特約】 ガン給付責任開始以後に初めてガンと診断確定されたとき、保障はそのままで <b>以後の保険料のお払込みは不要</b>
	抗ガン剤治療	【抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)】※3 ※4 ガンの治療を目的として抗ガン剤治療を受けられたとき <b>5万円×お支払事由に該当する月の月数</b>
	通院	【ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)】※5 ガンの治療を目的として支払対象期間中に通院されたとき <b>5,000円×通院日数</b>

### 保険料例

月払(口座振替・クレジットカード扱・団体B扱)  
下表の各保険料は特約保険料を含みます。

ご契約年齢	男性	女性
30歳	2,396円	2,805円
40歳	3,604円	3,910円
50歳	5,868円	5,032円
60歳	9,954円	6,561円
70歳	14,001円	8,278円

ご契約例の他にもお客さまのニーズに合わせて主契約・特約を組み合わせたことができます。

**責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日としてガンに関する保障を開始します。**

- ※1 ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ※2 ガン先進医療給付金は、受療した先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費をお支払いします。なお、保険期間を通じて2,000万円が限度です。先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。
- ※3 同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合はその月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払い対象となります。
- ※4 抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。
- ※5 次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。
  - ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
  - ・最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次の①～④のいずれかに該当した日からその日を含めて5年間 ①ガンが再発したと診断確定されたとき ②ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき ③ガンが新たに生じたと診断確定されたとき ④ガンの治療を目的として入院されたとき
- ※ 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。
- ※ 検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。

#### ●解約返戻金について

<主契約> 【ガン診断給付型】保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。  
【ガン入院給付型】保険期間を通じて解約返戻金はありません。

<特約> 保険期間を通じて解約返戻金はありません。

契約をご検討の方は下記をご記入いただき、「ご相談・お申込先」まで、お電話／FAX／郵送いずれかにてご連絡ください。

お名前	フリガナ 様	性別	男性・女性	生年月日	年 月 日
ご住所	〒			お電話	
ご連絡の希望時間	<input type="checkbox"/> いつでもよい	<input type="checkbox"/>	月	日	時 分頃

お客さま情報を各種保険商品やサービスのご案内・ご提供のために利用することがあります。当代理店は三井住友海上あいおい生命保険(株)と取引がある代理店であり、上記のお客さま情報を三井住友海上あいおい生命保険(株)に提供することがあります。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

#### ●引受保険会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
関西企業営業部 関西企業営業第一課  
〒540-8677 大阪府大阪市中央区北浜4-3-1  
三井住友海上大阪淀屋橋ビル9F  
TEL: 06-6229-3242

#### ●ご相談・お申込先

株式会社近江屋  
〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8  
武田北浜ビル5階  
TEL: 0120-61-0038